

厚生労働科学研究費補助金

医療安全・医療技術評価総合研究事業

脊椎原性疾患に対する適正な
施術の在り方に関する研究

(H19-医療一般-025)

平成19年度 総括研究報告書

主任研究者 宇都宮 光 明

平成20（2008）年3月

厚生労働科学研究費補助金（医療安全・医療技術評価総合研究事業）
総括研究報告書

脊椎原性疾患に対する適正な施術の在り方に関する研究

主任研究者 宇都宮 光明 財団法人全国療術研究財団常務理事

研究要旨

わが国では、カイロプラクティックなどの手技療法については法規制がなく、医師法その他に抵触しないかぎり自由に業務を行うことができることとなっている。また、法制度がない結果、施術者となるための要件も定めがなく、外国で正規の養成施設を卒業した者や全国療術研究財団などで相当長期にわたる研修を終了した者がいる一方で、ほとんど研修を受けていない技量の未熟な者も存在する。

平成3年に厚生省医事課長通知によって、カイロプラクティックなどの手技療法を行う際の禁忌症が通知された。しかし、医師と異なり、施術者には診断権がなく、また、血液検査や画像診断を行うことが認められていないため、実際に施術所に来た患者が禁忌症かどうかをどのように判断するのか、そのリスクはどの程度であり、どのような対応が求められるのかについては従来、明らかにされてこなかった。そのため平成16年度から平成18年度の3年間にわたり厚生労働省の科学研究費を得て、患者安全の確保の観点から研究を行い、診断権の無いカイロプラクティック等の施術者が医事課長通知の禁忌症の患者に対応する際の判断基準、対応方法のためのガイドラインを作成した。

本年度は、上記ガイドラインを関係団体やカイロプラクティック等手技療法に従事する者に対して提示し、解説を行うと共に、広く意見を求めたところ、同ガイドラインにあげられた症例は重症なものが多く、一般的に日本の施術所に施術に来る患者のイメージに合わないため、軽度な症例も含めた対処法等について追記してほしいとの意見が多かった。また、患者の安全確保の観点からカイロプラクティック等の手技療法を行うに当たっての一般的・基礎的事項、注意点を体系的に整理してほしいとの要望がだされた。これを受けて、着眼点や注意事項等について体系的に整理するとともに、昨年度のガイドライン部分についても臨床の状況を反映した具体的な注意事項を追記した。

また、受講者の質疑の状況からして、基本的な事項を説明した上でガイドラインの理解を求める必要があることが判明したため、講習会等におけるカリキュラム（案）を作成した。

分担研究者

福田 潤 財団法人全国療術研究財団理事
松本徳太郎 全国療術師協会理事長

A. 研究目的

わが国では、カイロプラクティックなどの手技療法については、法規制がなく、医師法その他に抵触しない限り自由に業務を行うことができることとなっている。また、法制度がない結

果、施術者となるための要件も定めがなく、外国で正規の養成施設を卒業した者や全国療術研究財団などで相当長期にわたる研修を終了した者がいる一方で、ほとんど研修を受けていない技量の未熟な者も存在する。

平成3年に医事課長通知によって、カイロプラクティックなどの手技療法を行う際の禁忌症が通知された。しかし、医師と異なり、施術者には診断権がなく、また、血液検査や画像診断を行うことが認められていないため、実際に施術所に来た患者が禁忌症かどうかをどのように判断するのか、そのリスクはどの程度であり、

どのような対応が求められるのかについては從来、明らかにされてこなかった。そのため平成18年度の研究で、診断権の無いカイロプラクティック等の施術者が医事課長通知の禁忌症の患者に対応する際の判断基準、対応方法のマニュアルを作成したが、本年度の研究で一部を改変したマニュアルを別添1に示した。

カイロプラクティック等の施術を受ける患者の安全を確保するため、診断権のないカイロプラクティック等の施術者が禁忌症等リスクの高い患者に対応することを目的に平成18年度において作成されたマニュアルが存在するが、本年度の研究はこのマニュアルの周知をはかり、より実践的なものとしての完成度を高めるとともに、施術者が理解するためのプログラムを作成することを目的として実施したものである。

B. 研究方法

平成18年度の報告書から「カイロプラクティック等における禁忌症ガイドライン」を作成し、カイロプラクティック等の関係団体に対して同ガイドラインを送付して意見を求めた。

また、次のとおり、カイロプラクティックなど手技療法を行う施術者を対象に、分担研究者が、各地で講習会を開催し、解説を行うとともに、受講者の意見・質疑を受けた。

①平成19年7月8日（日）

会場 静岡県熱海市・熱海後楽園ホテル
参加者 15名（カイロプラクティックなど手技療法を行う施術者の代表）

講師 宇都宮光明 松本徳太郎

②平成19年10月3日（水）

会場 東京都千代田区・JAホール
参加者 311名
講師 宇都宮光明 松本徳太郎

③平成19年10月28日（日）

会場 香川県高松市・サンメッセ香川
参加者 124名
講師 宇都宮光明 松本徳太郎

④平成19年11月11日（日）

会場 岩手県盛岡市・アイーナ
参加者 65名
講師 宇都宮光明 松本徳太郎

⑤平成19年11月18日（日）

会場 福島県郡山市・労働福祉会館
参加者 103名
講師 宇都宮光明 松本徳太郎

⑥平成19年11月25日（日）

会場 兵庫県神戸市・県立のじぎく会館
参加者 174名
講師 宇都宮光明 松本徳太郎

参加者 174名

講師 宇都宮光明 松本徳太郎

⑦平成19年12月2日（日）

会場 静岡県浜松市・福祉交流センター

参加者 82名

講師 宇都宮光明 松本徳太郎

⑧平成19年12月9日（日）

会場 大阪府大阪市・中央青年センター

参加者 104名

講師 宇都宮光明 松本徳太郎

⑨平成19年12月23日（日）

会場 福岡県福岡市・電気ビル

参加者 233名

講師 宇都宮光明 松本徳太郎

⑩平成20年1月13日（日）

会場 広島県広島市・生涯学習センター

参加者 54名

講師 宇都宮光明 松本徳太郎

（倫理面への配慮）

本研究は、ガイドラインの解説、質疑、意見聴取を基に、ガイドラインの修正や研修のためのプログラムの検討であり、特に倫理上、配慮すべき課題はなかった。

C. 研究結果

団体の意見及び講習会の参加者の意見では、禁忌症等に対するガイドラインにあげられた症例は重症なものが多く、一般的に日本の施術所に来る患者のイメージに合わないため、軽度な症例も含め、患者安全の観点から施術者が留意すべき事項について、追記してほしいとの意見が多かった。

本年度の研究ではカイロプラクティック等の手技療法を専業としている施術者の提言並びに質疑の状況から、患者の安全確保の観点からカイロプラクティック等の手技療法を行うに当たっての一般的・基礎的事項、注意点を体系的に整理した（別添1）。また、禁忌症に対する対応方法についても臨床の状況を反映したものとなるよう具体的な注意事項を追記した（別添2）。

また、受講者の質疑の状況からして、基本的な事項を説明した上でガイドラインの理解を求める必要があることが判明したため、別添3のような講習会等におけるカリキュラム（案）を作成した。

D. 考 察

今回の研究の結果、判明した事項としては次

のとおりである。

- カイロプラクティックの施術について制度化されていないわが国においては、施術者が医師と円滑な連携をとることは困難である。
- リスクの高い疾患あるいは患者に対する施術については、事実上、医師と施術者の住み分けが行われており、一見してガイドラインで示したような禁忌症であるとわかるような患者が施術所を利用することはほとんどない。
- 手技療法の施術現場において施術者の人たちが考えているリスクは、高齢その他の要因によってリスクが高くなっている患者への施術による事故や、事故その他のトラブルになったときの対処の失敗である。
- 脊椎原性疾患として分類される疾患においても症状によってリスクが相當に異なることもあります、また、それ以外のリスク要因もあるため、施術者が守るべき標準的な施術ルールを確立していくことが必要である。
- さらに、患者の正当な権利を守るという観点から、医療分野と同様、カイロプラクティックなど施術の分野においても、事故等トラブル解決のためのルール作りを進める必要がある。

E. 結 論

平成18年度に作成されたガイドラインは、今後、禁忌症に限定することなく、リスク管理という観点から発展させていく必要があろう。また、施術者の基礎的な理解力に差が大きいことから、ガイドラインの講習にあたっては手技療法にかかる基礎的な考え方や実技における留意点もあわせて講義を行うべきである。

また、今後、事故等についての対処法などについてもガイドラインづくりを進める必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

未定

2. 学会発表

平成20年度における日本療術学会において発表予定である。

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし